

大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

大阪狭山市介護予防通所介護相当サービス(A6) サービスコード表(令和6年4月～)

大阪狭山市介護予防通所介護相当サービスの指定を受けた事業者が、大阪狭山市民に対し介護予防通所介護相当サービスを提供した際に使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A6		1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	
A6		1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	
A6		1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	
A6		1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447	
A6		C211	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6		C213	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6		C215	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6		C216	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6		D211	通所型独自 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6		D213	通所型独自 業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6		D215	通所型独自 業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6		D216	通所型独自 業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6		8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6		8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6		6105	通所型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6		6106	通所型独自サービス 同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6		6207	通所型独自サービス 同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94
A6		5612	通所型独自 送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6		5010	通所型独自 生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6		6109	通所型独自サービス 若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6		6116	通所型独自サービス 栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6		5003	通所型独自サービス 栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6		5004	通所型独自サービス 口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6		5011	通所型独自サービス 口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6		6310	通所型独自 一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6		6011	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6		6012	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6		6107	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6		6108	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6		6103	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6		6104	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6		4001	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6		4002	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上加算Ⅱ	200単位加算	200	
A6		6200	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6		6201	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6		6311	通所型独自サービス 科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6		6100	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000加算		
A6		6110	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000加算		
A6		6111	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000加算		
A6		6118	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000加算		
A6		6119	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000加算		
A6		6114	通所型独自サービス ベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6		8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6		8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位	
A6		8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6		8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6		9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6		9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621単位	
A6		9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6		9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	